

2026年 鳥取県ゴルフ協会 主催競技

ローカルルールと競技の条件

鳥取県ゴルフ協会主催競技は R&A と USGA が制定したゴルフ規則と以下のローカルルールと競技の条件および鳥取県ゴルフ協会が追加または修正したローカルルールが適用されます。参照されているローカルルールの全文については、2023 年 1 月施行のゴルフ規則のオフィシャルガイド (www.jga.or.jp に掲載) と R&A が 4 半期ごとに更新するゴルフ規則の詳説 (www.jga.or.jp に掲載) を参照してください。別途規定がなければ、ローカルルールの違反の罰は 2 罰打(一般の罰)となります。

ローカルルールと競技の条件

1. アウトオブバウンズ (規則 18.2)

- (1) アウトオブバウンズは白杭または白線によって定められる。
- (2) 球が境界線として定義された境界物を越えた場合、その球はアウトオブバウンズとなる。
- (3) 球が現にプレーしているホールのアウトオブバウンズの境界を越えて、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まったとしてもアウトオブバウンズである。

2. ペナルティーエリア(規則 17)

- (1) ペナルティーエリアがアウトオブバウンズと接している場合、そのペナルティーエリアはアウトオブバウンズの境界線まで及び、そのペナルティーエリアの縁はそのアウトオブバウンズの境界線と一致する。
- (2) ペナルティーエリアの縁が片側だけ定められているレッドペナルティーエリアは無限に及ぶ。

ペナルティーエリアのためのドロップゾーン

ペナルティーエリアのためにドロップゾーンが設定されている場合、そのドロップゾーンはペナルティーエリアからの 1 罰打の救済の追加の選択肢となる。そのドロップゾーンは救済エリアである。球はその救済エリアの中にドロップされ、その救済エリアの中に止まらなければならない。

3. 異常なコース状態 (動かさない障害物を含む) (規則 16)

(1) 修理地

- ① 修理地はその区域を白線又は、青杭で標示する。
- ② レフェリーが修理地とみなした地面の損傷区域。
- ③ 張芝の継ぎ目：ローカルルールひな型 F-7 を適用する。
- ④ バンカー内で水が流れたことによって出来た深い流水跡となった区域は修理地である。
スタンスのみが障害となる場合は救済は受けられない。

(2) 動かさない障害物

- ① 動かさない障害物と白線で結んだ区域は、1 つの異常なコース状態として扱う。
- ② 人工の素材で作られた U 字排水溝は動かさない障害物として扱う。また、カート道路に沿って設置されている排水路はジェネラルエリアの動かさない障害物として扱われ、そのカート道路の一部である。
- ③ 電磁誘導カート用の 2 本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもって 1 つのカート道路として扱う。

4. 不可分な物

次の物は罰なしの救済が認められない不可分な物となる。

- (1) 樹木に密着させて取り付けられたワイヤ、ケーブル、巻物、その他の物。
- (2) ペナルティーエリア内にある護岸用の構築物。

5. クラブと球の仕様

- (1) 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型 G-1 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格
- (2) 溝とパンチマークの仕様：ローカルルールひな型 G-2 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格
- (3) 適合球リスト：ローカルルールひな型 G-3 を適用する。
このローカルルールの違反の罰：失格
- (4) 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り換え：ローカルルールひな型 G-9 を適用する。
このローカルルールの違反の罰：2 罰打 (1 ラウンド最大 4 罰打)
- (5) パターを除く 46 インチを超える長さのクラブの使用を禁止する。(0.2 インチの誤差は許容される)
：ローカルルールひな型 G-10 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格
注：適合クラブと球の更新されたリストは www.randa.org で閲覧できる。

6. プレーの中断 (規則 5.7)

プレーの中断と再開には次の合図が使われる。

危険な状況のための即時中断：1回の長いサイレン / 通常の中断：3回の連続するサイレン / プレー再開：2回の短いサイレン

注：即時中断の場合、すべての練習区域も直ちに閉鎖される。プレーヤーがこの閉鎖を無視して練習した場合は懲罰的な措置をとることになる。（委員会の措置 5I）

7. 練習（規則 5.2）

(1) ラウンド前とラウンドとラウンドの間の練習

規則 5.2b は次の通り修正する：

プレーヤーは、その日の自分の最終ラウンドのプレー終了後にそのコース上で練習してはならない。ただし、指定練習区域を除く。

(2) ホールとホール間の練習(規則 5.5b)

規則 5.5b を次の通り修正する：

2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
- 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

8. 移動

ラウンド中、プレーヤー及びキャディーは動力付きの移動機器（乗用カートなど）に乗り移動（運転）することができる。

(注) 本規定を変更する競技会については競技規定への掲載または競技会場の公式掲示板で通知する。

9. オーディオとビデオ

規則 4.3(4)は次の通り修正する：ラウンド中、プレーヤーはいかなる内容であっても個人のオーディオ・ビデオ機器を視聴してはならない。

このローカルルールの違反の罰 - 規則 4.3 参照。

10. キャディー

プレーヤーのキャディーの使用を禁止する、あるいはキャディーとして使用できる人について制限する場合、各競技の「競技規定」に記載する。

11. 参加資格

プレーヤーは各競技の「競技規定」で定められる参加資格の条件を満たしていなければならない。

12. スコアカードの提出

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

13. タイの決定

タイの決定方法は各競技の「競技規定」に定められるか、委員会により競技会場で掲示される。

14. 競技の結果 - 競技の終了

(1) 最終ラウンドを終了し、委員会の作成した成績表が公表された時、その競技会の結果は最終となる。

(2) プレーオフが行われた場合には、委員会によってプレーオフの結果が承認された時点でその競技会の結果は最終となる。

注意事項

15. ローカルルール、競技の条件の追加、変更

ローカルルールや競技の条件に追加、変更があるときは、競技会場の公式掲示板およびティーイングエリア付近に掲示して告示する。

16. 距離計測器（規則 4.3a）

距離計測器を使用することができる。ただし、計測できるのは2点間の直線距離のみで高低差（スロープ）の計測は認められない。

17. 行動規範

プレーヤーまたはそのキャディーにエチケット違反、または非行があった場合には、委員会は警告、制裁を課すことがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2a に基づいて失格とする場合がある。

行動規範の違反となる行動の例：

- コースの保護をしない（例えば、バンカーを均さない、ボールマークを均さない、目土をしないなど）。
- 受け入れられない言動をする。
- クラブ、コースを乱暴に扱う（クラブを投げたり、コースを損傷させる）。
- 他のプレーヤー、競技委員、大会関係者、ギャラリーに失礼な態度をとる。
- いじめ、ハラスメント、差別、脅迫。
- 認められていない場所での喫煙。
- 正規のラウンド中の飲酒。
- 違法物の所持。
- 開催倶楽部のドレスコードに従わない。
- その他ゴルファーとして相応しくない態度。

プレーヤーは上記の行動規範(例)に違反した時点で罰が自動的に適用されるのではなく、罰を適用するかどうかについては競技委員会の裁量に委ねられる。

懲戒的な制裁

競技委員会には行動規範に違反したプレーヤーに、今後の TGA 競技への参加を一定期間認めない等の懲戒的な制裁をする権限がある。

ゲームの精神に反する行動の重大な違反

上記行動規範に関わらず、規則 1.2a に基づいて、委員会はゲームの精神に反する行動の重大な非行についてプレーヤーを失格とすることができる。

鳥取県ゴルフ協会